

宮崎県感染症危機管理対策本部設置要綱

平成15年8月18日
福祉保健部健康増進課感染症対策室

(設置目的)

第1条 県民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症について、感染の拡大を防止するとともに、安全で安心な県民生活の確保を図るため、宮崎県感染症危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。ただし、新型インフルエンザ等対策本部に関しては、別に定める宮崎県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づき設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、前条の目的を達するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 患者等の情報収集に関すること。
- (2) 患者等の医療の確保に関すること。
- (3) 感染経路の究明に関すること。
- (4) 感染拡大の防止に関すること。
- (5) その他感染防止対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策本部の会議は（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 対策本部の事務を補助するため、対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させることができる。

5 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 副幹事長は、幹事長及び幹事長代理を補佐する。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年 8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1 1月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	職 名
本部長 副本部長	知 事 副知事
本部員	総合政策部長 総務部長 危機管理統括監 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長

別表2 (第5条関係)

区 分	職 名
幹 事 長	福祉保健部 次長（保健・医療担当）
幹事長代理	危機管理局 危機管理局長
副 幹 事 長	福祉保健部 感染症対策室長
幹 事	総合政策部 総合政策課長 秘書広報課長 広報戦略室長 総合交通課長 みやざき文化振興課長 総務部 総務課長 福祉保健部 危機管理局消防保安課長 福祉保健課長 医療薬務課長 薬務対策室長 衛生管理課長 健康増進課長 環境森林部 環境森林課長 商工観光労働部 商工政策課長 観光経済交流局観光推進課長 オールみやざき営業課長 農政水産部 農政企画課長 畜産新生推進局家畜防疫対策課長 管理課長 県土整備部 会計課長 会計管理局 総務課長 企業局 経営管理課長 病院局 教育政策課長 教育委員会 高校教育課長 義務教育課長 スポーツ振興課長 警察本部 警備第二課長